

## みかん価格下落対策経営安定資金の概要

平成27年1月14日  
団体支援課・園芸課

### 1 事業目的

平成26年の本県産の温州みかんは、全国的な8月の日照不足による品質の低下に加え、10月の台風や多雨の影響で、市場において傷みが多発しており、近年にない価格下落に見舞われている。

本県みかん農家が、特異な気象を要因とした価格下落の影響を受け、不足する運転資金を借り入れる場合に、その金利負担を軽減することで、これらみかん農家の営農継続を支援するとともに、産地（生産量全国4位）としての維持を図る。

### 2 資金の概要

価格下落の影響を受け減収となったみかん農家が、運転資金として、①農協等の民間資金、②農林漁業セーフティネット資金を借り入れる場合、市町村、県及び融資機関による無利子化を含めた金利負担軽減措置（利子補給）を講じる。

### 3 対象者

みかんの販売単価下落の影響を受け、農業収入が前期より10%以上減少した経営体

### 4 融資枠

2.5億円

### 5 融資機関及び対象資金

- (1) 農業協同組合、農林中央金庫、知事が指定した銀行、信用金庫及び信用組合  
これら民間金融機関が融資する資金
- (2) 日本政策金融公庫  
農林漁業セーフティネット資金

### 6 金利負担軽減措置の内容

- (1) 利子補給後の金利（H27.1.14現在）
  - ① 農業収入が前期より10%以上減少した経営体  
→ 0.30~0.35%
  - ② 農業収入が前期より30%以上減少した経営体  
→ 無利子
- (2) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）
- (3) 利子補給限度額 600万円
- (4) 利子補給期間 貸付実行から3年以内

(参考)

(金利は H27.1.14 現在)

区分		みかん価格下落対策緊急支援資金	農林漁業セーフティネット資金
貸付対象		運転資金（肥料・農薬費・資材購入費、動力・光熱費、雇用労働費、その他経営の維持に必要な経費）	
貸付限度額		600 万円	600 万円
融資枠(億円)		2.5 億円	
利子補給期間		3 年以内	
通常貸付利率		2.05%	0.30~0.35%
利子補給	県	(収入減少 10%以上) 0.6375~0.65625% (収入減少 30%以上) 0.76875%	(収入減少 10%以上) — (収入減少 30%以上) 0.15~0.175%
	市町村	(収入減少 10%以上) 0.6375~0.65625% (収入減少 30%以上) 0.76875%	(収入減少 10%以上) — (収入減少 30%以上) 0.15~0.175%
	融資機関	(収入減少 10%以上) 0.425~0.4375% (収入減少 30%以上) 0.5125%	—
末端貸付金利		(収入減少 10%以上) 0.30~0.35% (収入減少 30%以上) 無利子	(収入減少 10%以上) 0.30~0.35% (収入減少 30%以上) 無利子
融資機関		農協、銀行等	日本政策金融公庫

(負担分担割合)

- みかん価格下落対策緊急支援資金(JA等民間) 県 : 市町村 : 融資機関 = 3 : 3 : 2
- 農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫) 県 : 市町村 = 1 : 1